

原付免許の取得は許可制です

原付免許・小型特殊免許の取得は許可制です。取得は、1年生の夏季休業以降とする。無断での免許取得は指導の対象となるので、免許取得の必要性を認識し、以下の手順を必ず守ってください。

免許取得許可願を担任からもらう



保護者の署名をもらい担任へ提出

※1週間前までに提出し、担任から許可をもらう



運転免許試験を受験



免許取得後、免許証のコピーを担任経由で生徒指導部に提出

- 許可願は、原則1週間前までに提出すること。ただし、長期休業中に受験する場合は、終業式までに提出すること。
- 運転免許試験は、長期休業中または代休日等に受験すること。
- 免許取得のための欠席・欠課は認められません。
- 原付に乗るには、フルフェイス型、またはジェット型ヘルメットを着用のこと。
- 保険には、自賠責保険と任意保険(対人対物無制限)に加入すること。

バイク通学は許可制です

- バイク通学(最寄り駅までを含む)は許可制です。
- 希望する場合は、担任に申し出て許可区域や条件等を確認し申請すること(無断取得や授業日に免許取得した場合は許可されません)
- 「バイク通学許可願い」を提出し、三者面談を行い通学許可となります。

自動二輪の免許取得は禁止です

- 自動二輪免許の取得および同乗は厳禁です。
- 免許取得が発覚した場合は卒業まで免許預かり、また同乗の場合も指導を行います。